



「千曲市耐震改修促進計画 改定版」の概要

令和3年4月改定

(本文 P1~12)

1 計画策定の趣旨

○ 計画の目的 及び位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国による基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めることで、地震被害から市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。
今後、本計画を指針として耐震化を促進していきます。

○ 計画期間

平成19年度から令和7年度までの19年間

○ 本計画の対象とする建築物

- ・住宅（戸建て、長屋建て、共同建て）
- ・多数の者が利用する建築物
- ・公共建築物

○ 改定概要 (主なもの)

- ・計画を5年間延長
- ・数値目標 令和7年度までに住宅92%、多数の者が利用する建築物95%、公共建築物100%として計画
- ・補助内容の見直し
- ・危険なブロック塀等の転倒防止
- ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

○ 想定される地震と被害状況

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を下表とおり予想しています。

また、想定した地震以外にも市内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

〔千曲市の被害想定〕

種類	地震名		建築物被害（単位:棟）		人的被害（単位:人）			
			全壊・焼失	半壊	死者数	負傷者数	負傷者のうち重傷者数	避難者数
内陸型 活断層型 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		550	3,170	30	620	320	8,700
	糸魚川－静岡構造線 断層帯の地震	全体	3,160	6,690	140	1,650	850	16,740
		北側	70	940	わずか	150	80	3,180
		南側	0	0	わずか	わずか	わずか	10
	伊那谷断層帯（主部）の地震		0	0	わずか	わずか	わずか	わずか
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		0	0	0	0	0	0
	木曾山脈西縁断層帯 （主部北部）の地震		0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯 （主部）の地震		0	0	わずか	わずか	わずか	わずか	
海溝型 地震	想定東海地震		0	0	0	0	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		0	0	0	0	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		わずか	10	わずか	30	10	120

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

2 耐震化の現状と目標の設定

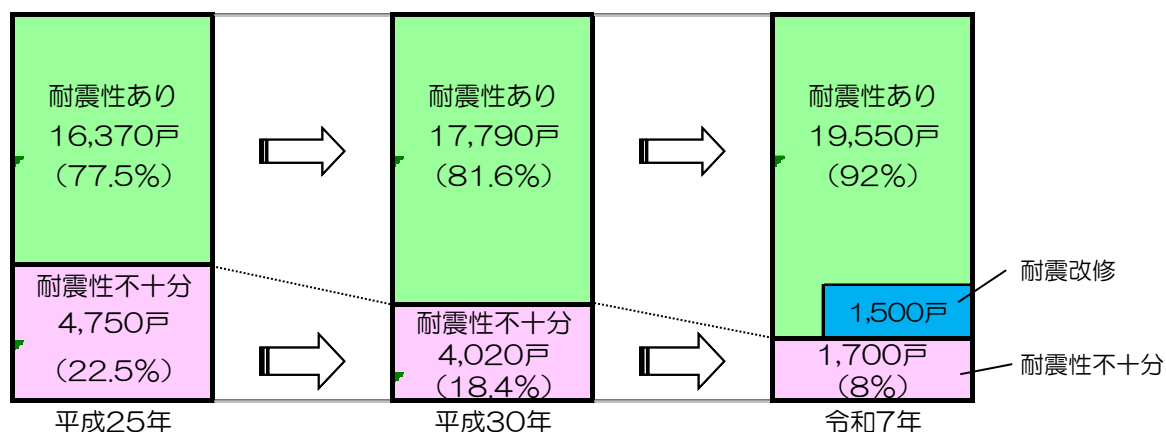
- 旧耐震基準（昭和56年以前）の建築物で安全性が確保されていないものを、建替え・改修により現行の耐震基準に適合させることで『耐震化』を図ります。
- 国の基本方針及び想定される地震の規模、被害状況並びに耐震化の現状を踏まえ、令和7年度における耐震化率等の目標を以下の通りとします。

◆ 耐震化の現状と目標

対象建築物	例	現状	目標
住 宅	戸建住宅、アパート、共同建て住宅等	81.6%	92%
多数の者が利用 する建築物	学校、病院、社会福祉施設、ホテル、店舗 等の一定規模以上の建築物	87.6%	95%
公共建築物	市有施設のうち、庁舎や避難所等の 災害施設 等	86.6%	100%

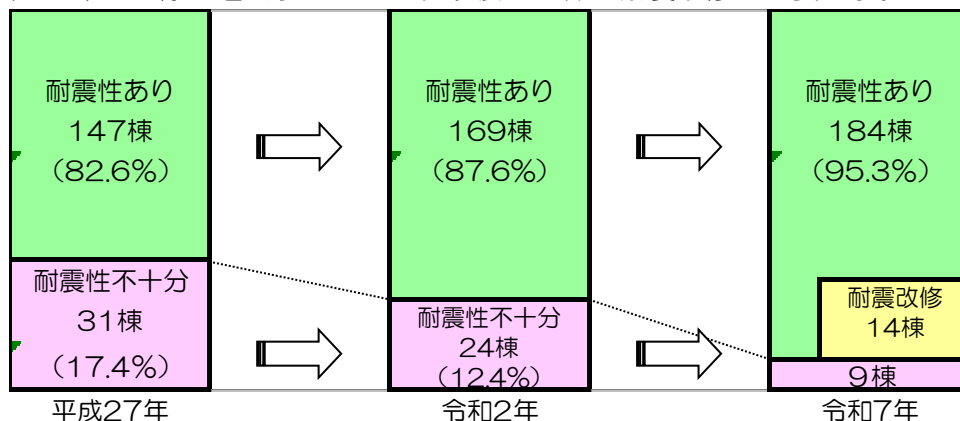
◆ 住宅の耐震化率の目標

令和7年に目標を達成するために、今後1,500戸の耐震改修が必要です。



◆ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

令和7年に目標を達成するために、今後14棟の耐震改修が必要です。



3 市有施設に関する耐震化の目標

- 公共建築物は、平常時に多数の市民が利用するほか、災害時には庁舎・学校・社会福祉施設等、多くの市有施設が防災拠点として活用されます。
このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から速やかに耐震化を図る必要があります。

◆ 対象となる市有施設

- ・災害対策本部等 : 庁舎等
- ・避難所 : 学校、社会体育館、公民館 等
- ・上記以外の多数の者が利用する建築物 : 保育所、社会福祉施設、集会所 等

◆ 市有施設の耐震化率の現状及び目標（市営住宅は戸数で算出のため別途） 令和2年4月1日現在

建築物の分類	庁舎(保健センター含む)	小中学校体育館、社会体育館	社会福祉施設等	左記以外の避難施設	左記以外の多数の者が利用する建築物	合計
総棟数 (a=d+e)	1	82	38	32	4	157
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	1	79	30	22	4	136
耐震化率 (c=b/a)	100%	96.3%	78.9%	68.8%	100%	86.6%
昭和56年6月以降に建築された棟数 (d)	1	48	24	18	3	94
昭和56年5月以前に建築された棟数 (e)	0	34	14	14	1	63
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	0	31	6	4	1	42
令和7年における耐震化率の目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
目標を達成するまでに耐震改修が必要となる棟数	0	3	8	10	0	21

- 市営住宅は、7団地、332戸（70棟）を管理しています。（令和3年3月1日現在）。そのうち昭和56年5月以前に建築されたのは50棟で、現在耐震性が確認されているのは1棟です。耐震性を有すると推測される49棟と昭和56年6月以降に建築された20棟をあわせると70棟で、耐震化率は100%となっています。
（※簡易耐火構造平屋建てのものは、耐震性を有すると推測されるものとして算出しています。）

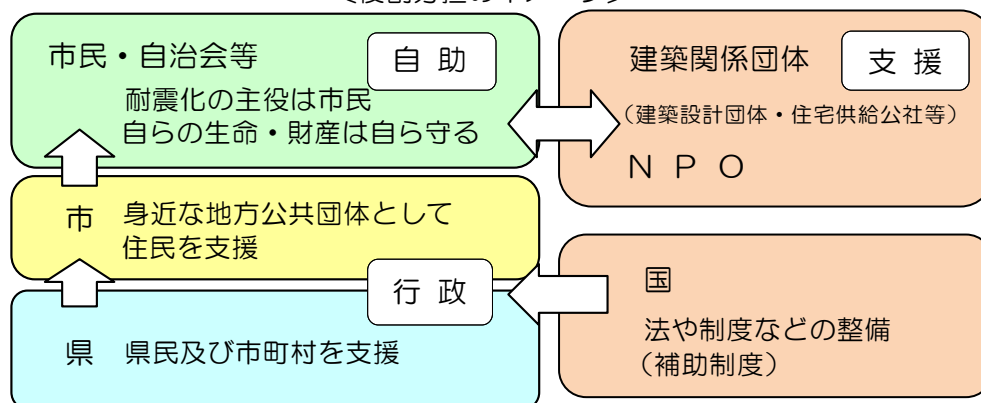
- 市有施設は個別施設計画に基づき、耐震性能及び老朽度を考慮し、建替え等の可能性も視野に入れながら、緊急性の高いものから順次耐震改修を行います。

4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

○ 耐震化の推進に向けた役割分担

- ◆住宅・建築物の耐震化の推進のためには、住宅や建築物の所有者（市民）が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題あるいは地域の問題として捉え、自助努力により取り組むことが重要です。
- ◆行政（国、県及市）は、こうした所有者の取組みを支援し、所有者にとって耐震診断・改修を行いやすい環境を整えるなど、関係団体等と連携して必要な施策を講じます。

〔役割分担のイメージ〕



○ 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策

- ◆住宅の耐震診断・改修や特定耐震既存不適格建築物の耐震診断の補助を行います。
- ◆パンフレットや広報誌の活用、出前講座の実施により、周知を図ります。
- ◆耐震改修等に関する相談窓口を設置します。
- ◆危険なブロック塀等に対し、除去等に対する経済的負担軽減を図ります。
- ◆耐震化の更なる促進のために「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

〔耐震化を促進するための補助事業〕

区分	耐震診断	耐震改修（補強）工事
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅	
助成内容	市が耐震診断士を派遣	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成 耐震改修（補強）工事に直接要する経費の4/5以下かつ限度額100万円/戸
負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4 所有者 : 負担無	国 : 2/5 県 : 1/5 市 : 1/5 所有者 : 1/5

5 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導・命令等

(本文 P33)

- ◆全ての建築物を対象に、耐震化の必要性や改修に関する指導・助言を行います。
- ◆必要に応じ耐震診断・改修に関して実施すべき具体的事項を記載した指示書を交付します。
- ◆正当な理由がなく指示に従わない場合は、その旨を公表します。
- ◆著しく危険となる場合は、建築基準法に基づく勧告・命令等を行います。
- ◆これらのことについて、所管行政庁と連携して対応します。